

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

四国（高知）厚生年金 事案 1225

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月29日から同年10月21日まで

私は、中学校を卒業後、すぐにA社に就職し、昭和43年3月29日から勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年10月21日となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、申立人から提出されたB技能者手帳の写し及び同僚の供述から、申立人は、A社に昭和43年3月29日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記B技能者手帳に係る一般社団法人Cの回答から判断すると、申立人は、A社において、入社から退社するまでの間、一貫してB業務に従事していたと考えられる上、申立人と同じ業務を担当し、かつ、申立期間に同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる3人の同僚が、「申立人は入社以来、業務内容や勤務形態に変化は無かった。」旨供述している。

さらに、前述の3人の同僚は、「A社では、厚生年金保険に加入するかどうかの希望を聞かれたことは無かった。」旨供述しており、各人が記憶している自身の同社への入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日がおおむね一致している上、オンライン記録により、申立期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、連絡先等が確認できた38人の被保険

者に文書照会を行い、22 人から回答が得られたが、同社では、入社後に試用期間等の厚生年金保険に加入させない期間があったとする者はいなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立期間の前後3年の間に、中学校を卒業後すぐにA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している3人の被保険者が確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間の前後1年の間に、申立人と同年齢でA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる4人の被保険者（申立人を除く。）について、雇用保険の加入記録を調べたところ、いずれも厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が一致していることから、同社では、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日を同日付けとする取扱いであったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日については、申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得日である昭和43年3月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとしたら、その預かり金である保険料を納付していないことは経理上あり得ない。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、仮に、事業主から昭和43年3月に申立人が被保険者資格を取得した旨の届出が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へこれらの資格取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年3月から同年9月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1228

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月及び同年3月は22万円、同年4月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月28日から同年5月1日まで

申立期間は、B社からグループ会社のA社に転籍した時期で、この間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書並びに複数の同僚及びA社の申立期間当時の事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間とその前後の期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務しており、申立期間においてはA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成9年2月及び同年3月の標準報酬月額

については、当該期間に係る給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から 22 万円、同年 4 月の標準報酬月額については、同年同月に係る給料明細書において確認できる申立人の報酬月額から 15 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は平成9年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、同保険の適用事業所となっていない。

しかしながら、A社に係る法人登記簿謄本により、同社が昭和 63 年 7 月 1 日に設立され、申立期間において法人事業所であることが確認できることから、同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1230

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 73 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 23 日

A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 8 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いことから、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事務担当者から提出された申立期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の記載された資料並びに平成 15 年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 73 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払日については、申立人と同様にA社B支店のC部で勤務していた同僚の供述から判断すると、平成 15 年 8 月 23 日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1231

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月20日

A社に勤務していた期間のうち、平成15年8月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いことから、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事務担当者から提出された申立期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の記載された資料並びに平成15年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支払日については、申立期間当時、給与の振込口座を開設していたB銀行C支店（現在は、D銀行E支店）の回答及び申立人と同様にA社F支店のG部で勤務していた同僚の供述等から判断すると、平成15年8月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）国民年金 事案 538

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から52年2月まで
私が20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納期間となっているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月14日に払い出されていることが確認できること、当該時点においては、申立期間のうち、48年10月から49年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親に聴取することは困難であり、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1226（四国（高知）厚生年金事案 1146 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から同年10月1日まで

申立期間について、失業保険を受給せずにA事業所に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険に未加入となっていることに納得がいかない。今回、新たな情報及び証人が見つかったので、再度調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚が同事業所で厚生年金保険の被保険者となっていること、及び申立期間前に勤務していたB社の同僚が、「申立人がB社を退職した後、A事業所に移ったことは知っている。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえるものの、i) オンライン記録によると、A事業所は、昭和44年6月23日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、同年3月から同年6月22日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないこと、ii) A事業所は、既に事業を廃止しており、申立期間当時の事業主は、死亡しているため供述を得ることができない上、申立期間以降に事業主となった者は、「申立期間当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答していること、iii) 申立人がA事業所で一緒に勤務していたとする同僚及び申立期間当時、同事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚からは、申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる供述を得ることができないこと、iv) A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えることなどから、既に当委員

会の決定に基づき、平成 26 年 1 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、「私と同様に昭和 44 年 2 月末に B 社を退職した者は、全員が A 事業所に移ったため、その人たちに聞いてほしい。また、A 事業所の社長の息子の妻と話をしたところ、私が同事業所に勤務していたことを社長の息子が証明してくれると言ったので聞いてほしい。」と主張している。

しかしながら、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様、昭和 44 年 3 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できた 24 人のうち、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年 6 月 23 日に同事業所での同被保険者資格を取得していることが確認できる 3 人は、既に死亡しており、供述を得ることができない。

また、前述の 24 人のうち、連絡先が判明した 5 人に照会を行ったところ、回答が得られた 4 人のうち 2 人は、B 社を退職後、A 事業所で勤務していないと回答している上、B 社を退職後、A 事業所で勤務したとの回答があった 2 人は、同事業所での具体的な勤務期間及び厚生年金保険への加入の有無については記憶しておらず、オンライン記録上、申立期間において同事業所での厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A 事業所で勤務していたことを証明してくれるとして申立人が名前を挙げた者は、「父は既に他界しており、当時の経理、事務の書類等も残っていない上、申立期間当時、私は同事業所では勤務しておらず、申立人の事も知らないため、何も証明することができない。」と回答している。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 21 日まで
年金記録照会を行ったところ、申立期間について、当該期間の前後の期間と同様に、A社（現在は、B社）に継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者として記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に継続して勤務していたと申し立てているが、C年金事務所から提出された申立人に係る脱退手当金裁定請求書に添付されている、同社が作成したと思われる「昭和 43 年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票」により、退職日が昭和 43 年 3 月 31 日であることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるものの、昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 3 月 31 日までの期間及び 44 年 1 月 21 日から 46 年 6 月 17 日までの期間の記録が確認でき、当該記録は、申立人に係るオンライン記録上のA社の厚生年金保険被保険者期間と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人のA社における第1回目の厚生年金保険被保険者資格取得日前1か月から第2回目の同資格取得日後1か月の間において同資格を取得した同僚45人に照会したところ、回答のあった同僚の一人は、「私は、昭和 43 年 3 月に入社し、申立人は同年 12 月から 44 年 1 月までの間に入社した。」と供述している。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、第1回目の資格喪失日である昭和 43 年 4 月 1 日の直後の同年 4 月 10 日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1229

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から30年4月1日まで
② 昭和30年4月1日から32年4月1日まで

申立期間①については、A大学にB職として、申立期間②については、C事業所にD職として、それぞれ勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A大学は、事業所原簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、後継機関であるE大学は、「申立人の申立期間における勤務実態等は不明である。また、A大学は、E大学F学部の前身であるが、申立期間については厚生年金保険が適用されていない。」旨回答しており、オンライン記録では、同大学は昭和44年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

また、申立人は、「申立期間当時の同僚は既に死亡している。」と供述しており、同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の摘要欄には、「任包」及び「健保のみ」と記載されており、厚生年金保険の記号番号欄に記載が無いことから、申立事業所は健康保険のみを適用する任意包括適用事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと考えられる上、同被保険者名簿によると、同事業所は昭和31年3月31日付けで健康保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている、申

立人が同僚として記憶している3人を含む5人全員について、オンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同被保険者名簿に申立人の氏名等は記載されておらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、上記5人のうち、連絡先が判明した同僚1人に照会したところ、当該同僚は申立人を記憶しているものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。